

事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 5年 5月10日

事業所名 児童デイサービスいっぽ

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	100%	0%		
	2	職員の配置数は適切である	100%	0%		
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	43%	57%		室内はバリアフリーになっているが、玄関に段差がある。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	100%	0%		
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	86%	0%	月1回のミーティングや日々話し合いを行っている。	目標設定やその振り返りをより緻密に行っていくことが課題です。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	100%	0%	年に1回アンケートを実施し業務改善に取り組んでいます。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	100%	0%	事業所HPIにて毎年公開しています。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	0%	100%		今後、検討していく。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	100%	0%	事業所内の研修は、定期的に行っている。	今後、外部研修にも積極的に参加していくことが必要である。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	100%	0%	定期的に懇談会を開くなど保護者様とのコミュニケーションの機会を設けています。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	100%	0%		
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	100%	0%		『地域支援』の部分が不十分と考えるので、今後検討していきたい。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	100%	0%		
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	100%	0%	日頃からの役割分担を決めて行っている。	職員それぞれの役割、得意分野を担い、ミーティング時にチームとしてすり合わせ、相談を行いプログラムを組み立てている。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	100%	0%	月間、年次計画を定め固定化しないようしている。	
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	100%	0%	個別支援計画と集団活動を組み合わせて作成している。		

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	100%	0%	毎日、朝礼、振り返りの時間を設けている。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	100%	0%	職員による「気づきノート」を作成し、全員が目を通して情報を共有出来るようにしている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	100%	0%	連絡帳やに日報などを活用し、共有している。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	100%	0%		
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	100%	0%	児童発達支援管理責任者が参画しています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	100%	0%		子育て支援課など連携はできているが、今後もより一層情報共有できるように努めていきます。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	0%	0%		対象となるケースなし
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	0%	0%		対象となるケースなし
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	0%	0%		必要に応じて情報共有・相互関係に努めます。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	100%	0%		情報共有は行っているが、各学校によって格差が見られるため、それを埋めていく作業が課題、目標である。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	100%	0%	各市町村の子育て支援課や基幹相談センターなどに必要に応じて助言を受けている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	0%	100%		現在、交流する機会がないが、今後、検討していきたい。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	100%	0%		
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	100%	0%	日頃から、保護者様と対話の機会を設け、共通理解に取り組んでいる。	
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	14%	86%			
32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	100%	0%	契約時に丁寧な説明を心がけて行っています。		
33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	100%	0%	支援計画書などに示し、丁寧に説明を心がけています。		

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	100%	0%		行ってはいますが、各保護者様が相談しやすい関係の構築が今後必要。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	0%	57%		以前はありましたが、コロナの影響で休止。今年度は開催予定。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	100%	0%		
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	100%	0%	HPやSNSを活用したり、おたよりを作成し行っている。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	100%	0%		
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	100%	0%		
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	14%	86%		今後、交流会やイベント実施時に近隣の方にも参加して頂ける方法を考慮していきたい。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	57%	43%		職員には周知していますが、保護者様にはできていない。今後、HPIに掲載予定。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	57%	43%		
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	100%	0%		
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	0%	0%		対象となるケースなし
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	100%	0%		作成したヒヤリハット事例を職員全員に周知し同じ事例が起きないように徹底していきます。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	100%	0%	年間1人以上の職員が人権擁護などの外部研修に参加。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	0%	0%	対象となるケースは無く、基本ではあるが身体拘束は行わない。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。